

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用キャスクBの増設)に係る面談
2. 日時：令和2年4月17日(金)13時25分～14時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
田上係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当8名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用キャスクBの増設)について、資料に基づき説明があった。
 - 変更申請の内容
 - 増設する輸送貯蔵兼用キャスクに係る既認可条件との同一性について
 - 輸送貯蔵兼用キャスクの増設に伴う敷地境界線量への影響について
 - 増設する輸送貯蔵兼用キャスク、クレーン及び基礎の構造強度及び耐震性について
 - 増設する輸送貯蔵兼用キャスクの安全評価について
 - 検査確認事項について
 - 輸送貯蔵兼用キャスク製造に係る溶接施工法の追加について
 - スケジュール
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに以下の対応を求めた。
 - 共用プール空き容量及びキャスク調達による追加容量を踏まえた、福島第一原子力発電所の全体的な使用済燃料の取り出し貯蔵計画を説明すること
 - 今回計画している輸送貯蔵兼用キャスクの指示方式を採用することの妥当性を説明すること
 - 耐震評価について、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の配置場所における地震動について、解放基盤面から適切に評価されていることを説明すること
 - 敷地境界線量評価について、評価条件及び設定した条件の妥当性を説明すること
 - 添付資料-6 図1-1の変更理由について、監視及び記録の実施方法の変更計画を踏まえて説明すること
 - 別冊8に各種警報設定値等の許容範囲等に係る記載を削除しているが、その理由及び実施計画から削除された後はどのような仕組みにより管理されるのかを説明すること
 - 実施計画の変更理由を記載の適正化と説明している箇所が多数あるが、ほとんどが単なる記載の適正化では説明できないものであるため、今後は丁寧に説明すること

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備)
- 1 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への輸送貯蔵兼用キャスク B 増設に伴う実施計画の変更について